

# 函館市商店街等持続化支援事業補助金の概要

R2.4.1 創設

R6.4.1 改正

## 1 事業趣旨

商店街等に存在する空き店舗等の活用や、商業機能等の強化など課題解決に取り組む事業を支援することにより、持続可能な特色ある商店街等づくりを促進することを目的とします。

## 2 補助対象者

市内に事務所を有する

- ・商店街振興組合法に規定する商店街振興組合
- ・中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合または協同組合連合会であって、小売市場を運営する団体
- ・函館市商店街連盟に属する商店街団体
- ・商工会法に規定する商工会（ただし、商業機能等強化事業に取り組む場合のみ。）

## 3 補助対象事業

### ■ 空き店舗等活用事業（ハード事業・ソフト事業）（区域内の空き店舗等を活用して行う事業）

【対象事業の例】

- ① 新規会員の獲得などを目的としたチャレンジショップ
- ② 会員店舗の商品を集めるなど商店街 PR を目的としたアンテナショップ
- ③ 品揃え・商品戦略による業種業態の組み合わせを実現するための新たな業種業態の誘致（テナントミックス事業）
- ④ 地域コミュニティの活性化（こども食堂、交流サロンなど）
- ⑤ 商店街等の利便性の向上（宅配・送迎事業、テレワーク・コワーキングスペース事業、イートインスペース・荷物預かり所・サービスカウンターの設置など）
- ⑥ 商店街活性化を目的とした高等教育機関との連携事業（フィールドワーク拠点、サテライトキャンパスなど）
- ⑦ その他市長が特に認める事業

### ■ 商業機能等強化事業（商業機能等の強化に資する事業）

【対象事業の例】

- ① 新商品開発事業
- ② 地域資源活用事業
- ③ IT・情報化推進事業
- ④ 地域通貨等発行事業
- ⑤ 商店街等を紹介する冊子、マップ等作成事業
- ⑥ 地域コミュニティ増進に資する事業
- ⑦ イルミネーションやフラワーバスケットの設置などイメージアップに資する事業
- ⑧ その他市長が適当と認める事業（単なる既存の設備の維持管理は除く）

## 4 補助対象経費

### ■ 空き店舗等活用事業（ハード事業）

撤去費、外装・内装工事費、設備（水道、電気、ガス、空調等）工事費（建物への設置工事が必要となる機器等の購入費を含む。）、補助対象者が自ら店舗改修を行う場合の資材等の購入費、什器・備品購入費、その他市長が必要と認める経費

### ■ 空き店舗等活用事業（ソフト事業）※同一事業につき申請できるのは2か年まで

家賃、人件費（既存店舗の店員を除く）、什器等賃借料、広告宣伝費、その他市長が必要と認める経費（店舗改修費、光熱水費等を除く）

### ■ 商業機能等強化事業

補助対象事業に要する経費

（商店街等の運営経費や商品の仕入れ、食糧費や交際費等を除く）

## 5 補助金の補助率と上限額

補助事業区分	補助率	補助上限額
空き店舗等活用事業（ハード事業）	3分の2以内	3,000,000円
空き店舗等活用事業（ソフト事業）	3分の2以内	2,000,000円
商業機能等強化事業	3分の2以内	500,000円

## 6 申請期間

随時受付（ただし事業開始1か月前までに申請してください） ※事前着手は認められません。予算がなくなり次第、受付を終了します。

## 7 申請書類

別添のとおり

## 8 補助金の交付の決定

提出していただいた申請書等をもとに、申請にかかる書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、内容を調査した上で、補助金の交付の決定をします。（交付決定前に事前着手した経費については、補助対象経費とはなりません。）

## 9 補助金の交付

空き店舗等活用事業については、補助事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金の交付決定後に概算払いをすることができます。

商業機能等強化事業については、補助金の交付決定後、概算払いにて交付します。

## 10 その他

補助金は、予算の範囲内において交付するものとします。

お問い合わせ先

〒040-8666 函館市東雲町4番13号 函館市経済部商業振興課

電話（0138）-21-3306 FAX（0138）-27-0460

E-Mail：[shougyou@city.hakodate.hokkaido.jp](mailto:shougyou@city.hakodate.hokkaido.jp)

提出書類一覧

提出書類		空き店舗等活用事業				商業機能等強化事業
		ハード事業・ソフト事業併用	ハード事業のみ	ソフト事業のみ	ソフト事業のみ (2年目の申請)	
交付申請	(1) 交付申請書（共通第1号様式）	○	○	○	○	○
	(2) 事業計画書	○ (別記第1号様式)	○ (別記第1号様式)	○ (別記第1号様式)	—	○ (別記第2号様式)
	(3) 収支予算書（共通第4号様式）	○	○	○	○	○
	(4) 収支予算の内訳（別記第3号様式）	○	○	○	○	○
	(5) 商店街等の会員名簿	○	○	○	○	○
	(6) 商店街等の直近2年度分の事業決算書	○	○	○	※前年度提出済みの分は省略可	○
	(7) 商店街等の直近の総会の議案書および議事録	○	○	○	○	○
	(8) その他	・要綱別表3に掲げる書類	・要綱別表3に掲げる書類	—	・効果分析報告書 (別記第5号様式) ・効果分析シート (別記第6号様式) ※前年度の事業にかかるもの	—
実績報告	(1) 実績報告書（共通第11号様式）	○	○	○	○	○
	(2) 収支決算書（共通第4号様式）	○	○	○	○	○
	(3) 収支決算の内訳（別記第3号様式）	○	○	○	○	○
	(4) 領収書の写し・支払内容が確認できる書類	○	○	○	○	○
	(5) 事業実施に係る日程、記録写真等の補助事業の活動実績を明らかにする書類	○	○	○	○	○
	(6) 効果分析報告書（別記第5号様式）	○	—	○	○	○
	(7) 効果分析シート（別記第6号様式）	○	—	○	○	○
	(8) その他	・店舗内および外観の写真、許可その他法律に基づく資格を証明する書類の写し	・店舗内および外観の写真、許可その他法律に基づく資格を証明する書類の写し	—	—	—
状況報告実施	(1) 事業実施状況報告書（別記第7号様式） 【補助事業の完了した日の属する会計年度および当該年度の終了後2年間、毎会計年度終了後3か月以内に提出】	○	○	○	—	—
その他	(1) 事業計画変更・中止・廃止届出書（別記第8号様式） 【完了から2年が経過する日の属する会計年度の末日までに事業計画の変更、中止等をする場合】	※事業を変更・中止等する場合	※事業を変更・中止等する場合	※事業を変更・中止等する場合	—	—
	(2) 消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第9号様式） 【補助事業完了後に消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合】	※補助対象経費を税込みで申請した場合 (免税事業者・簡易課税事業者)	※補助対象経費を税込みで申請した場合 (免税事業者・簡易課税事業者)	※補助対象経費を税込みで申請した場合 (免税事業者・簡易課税事業者)	※補助対象経費を税込みで申請した場合 (免税事業者・簡易課税事業者)	※補助対象経費を税込みで申請した場合 (免税事業者・簡易課税事業者)

※ その他、市長が必要と認める書類または図面が必要となる場合があります